

マージン率等の情報提供について

2025 年 6 月 30 日

株式会社ジェイシーシー

労働者派遣法第 23 条第 5 項の定めに従い、当事業所における労働者派遣事業に係る 情報を以下のとおりお知らせいたします。

今年度における労働者派遣実績はございません。

過去におけるマージン率等の情報は以下のとおりです。

- ① 派遣労働者数（令和 2 年 6 月 30 日時点の雇用者数） 1 名
- ② 令和元年度 派遣先事業所数（実数） 1 事業所
- ③ 令和元年度 派遣料金平均金額（1 日 8 時間計算） 17,412 円
- ④ 令和元年度 派遣労働者賃金平均額（1 日 8 時間計算） 22,484 円
- ⑤ 令和元年度 マージン率 31.1%

注 1） マージン率の算出方法 $\text{マージン率} = (\text{労働者派遣に関する料金の額} - \text{派遣労働者の賃金の額}) / \text{労働者派遣に関する料金の額}$

※マージン率の算定に際し、社会保険、労働保険、一般経費等の会社負担費用は含みません。従いまして、マージン率＝会社利益とはなりません。

※マージンには、弊社が負担する社会保険料（雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険）、法 福利厚生費（有給休暇、健康診断等）、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含めます。

⑥派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練種別	対象となる派遣労働者	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
諸規程・法令	雇入時	OFF-JT	無償	有給
災害時の対応	派遣中	OFF-JT	無償	有給
危険予知訓練	派遣中	OJT	無償	有給

⑦ 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
当該労使協定は締結しておりません。

以上